

## 資源ごみ

## 容器包装プラスチック

## 古紙・衣類

### 空き缶

●飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの

### 金属製の生活用品

●なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で最大の辺又は径が30cm以下のもの、あるいは棒状で1m以下のもの（ただし、ホーロー製品は除く）

### スプレー缶・カセットボンベ類

●必ず中身を使い切り、穴をあけずに透明または半透明の袋に入れ、その他の対象品目とは別袋でお出しください。

### 空きびん

●飲料水・食料品・日用品・化粧品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下のもの

### ペットボトル

●しょうゆ・飲料用・酒類等のペットボトルでラベルなどの部分にPETの表示があるもの  
※一部のスーパーマーケットでも、ペットボトルの回収が行われています。

### 対象になるもの

#### ◆容器包装プラスチックとは？

「容器」とは商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり、使ったりした後、不用となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

※容器包装プラスチックには「♻️」マークが表示されています。

### 6品目に分けてお出しいただき



資源ごみや容器包装プラスチック、古紙・衣類の詳しい分別方法や対象品目、出し方の注意等については11・12ページ、または大阪市ホームページ「ごみの出し方」から、それぞれのページへ移動しご覧ください。

